

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

(令和6年6月1日)

わたのみ荘

1. 事業所の概要

名称 : 医療法人 徳真会 介護老人保健施設 わたのみ荘
所在地 : 真岡市荒町3-46-9
電話番号 : 0285-83-6161
事業所番号 : 栃木県指定 第0950980037号 平成12年4月1日指定
管理者氏名 : 施設長 前田 真由美
利用定員 : 20名

2. 運営方針

- ・わたのみ荘では、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在家ケアの支援に努める。
- ・わたのみ荘では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ・当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ・わたのみ荘は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスを受けることができるよう努める。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
- ・通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

3. 事業実施地域及び営業時間

営業日 : 月曜日～土曜日（祝祭日及び夏期休暇・年末年始を除く）
営業時間 : 午前8時30分～午後5時30分
通常実施地域 : 真岡市(旧二宮町を除く)

4. 職員の体制

| 職種 | 配置すべき員数 | 常勤※ | 非常勤 | 計 |
|----------|---------|-----|-----|----|
| 管理 者 | 兼務 | 1名 | | 1名 |
| 支援相談員 | 無し(兼務) | 1名 | | 1名 |
| 理学・作業療法士 | 2名 | 3名 | 1名 | 5名 |
| 看護師等 | | 0名 | 2名 | |
| 介護福祉士 | | 3名 | 1名 | |
| 介護職員 | | 0名 | 0名 | |

※理学・作業療法士については施設兼務。

5. 提供サービスの概要

- (1) 通所リハビリテーション計画・介護予防リハビリテーション計画の作成
- (2) 食事の提供及び栄養管理
- (3) 入浴(利用者の身体状態に応じた入浴形態にて)
- (4) 看護及び医学的管理の下における介護
- (5) 機能訓練(運動器機能・口腔機能等)
- (6) 相談及び援助
- (7) レクリエーション
- (8) その他利用者及びその家族に対する便宜の提供

6. 利用単位(料金)

注：サービス利用状況や加算の有無及びご利用者の負担割合によって負担額は変動いたします。

(1) 通所リハビリテーション

① 基本利用単位

(1単位:10.17円／地域区分単価)

| 通所リハビリテーション | | | | | |
|-------------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 要介護度 | 3～4時間 | 4～5時間 | 5～6時間 | 6～7時間 | 7～8時間 |
| 要介護1 | 486単位 | 553単位 | 622単位 | 715単位 | 762単位 |
| 要介護2 | 565単位 | 542単位 | 738単位 | 850単位 | 903単位 |
| 要介護3 | 643単位 | 730単位 | 852単位 | 981単位 | 1,046単位 |
| 要介護4 | 743単位 | 844単位 | 987単位 | 1,137単位 | 1,215単位 |
| 要介護5 | 842単位 | 957単位 | 1,120単位 | 1,290単位 | 1,379単位 |

② その他の加算単位と概要

* 入浴介助加算(I) : 40単位／日

入浴(介助)を行った場合にお支払いいただきます。

(ご利用者側のご都合にて利用開始時刻が11時00分を過ぎた場合には、入浴ができません。)

* 入浴介助加算(II) : 60単位／日

理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、状況に応じて指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に浴室の環境整備に係る助言を行った上で、居宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し当該計画に基づき入浴介助を行っている場合にお支払いいただきます。

(ご利用者側のご都合にて利用開始時刻が11時00分を過ぎた場合には、入浴ができません。)

* リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ(6月以内) : 863単位／月

通所リハビリテーション計画書を利用者又は家族に説明し、同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理し、その内容等の情報を厚生労働省に提出している場合にお支払いいただきます。

* リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ(6月超) : 543単位／月

通所リハビリテーション計画書を利用者又は家族に説明し、同意を得た日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理し、その内容等の情報を厚生労働省に提出している場合にお支払いいただきます。

* 短期集中個別リハビリテーション実施加算 : 110単位／日

退院日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行つた場合にお支払いいただきます。

* 認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算 : 240単位／日

認知症を有する利用者に対して、退院日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行つた場合にお支払いいただきます。

* リハビリテーション提供体制加算 3時間以上～4時間未 : 12単位／回

* リハビリテーション提供体制加算 4時間以上～5時間未 : 16単位／回

* リハビリテーション提供体制加算 5時間以上～6時間未 : 20単位／回

* リハビリテーション提供体制加算 6時間以上～7時間未 : 24単位／回

* リハビリテーション提供体制加算 7時間以上 : 28単位／回

常時、理学療法士等の合計数が、利用者数25又はその端数を増すごとに1以上である場合に、利用時間に応じてお支払いいただきます。

* 若年性認知症利用者受入加算 : 60単位／日

認知症と診断された65歳未満の利用者に対して、個別の担当者を配置してケアを行つた場合に、65歳の誕生日の前々日までを対象にお支払いいただきます。

* 口腔機能向上加算(I) : 150単位／回(2回まで／月)

口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食、嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の口腔機能向上サービスを提供している場合にお支払いいただきます。

* 口腔機能向上加算(II) : 160単位／回(2回まで／月)

口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食、嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の口腔機能向上サービスを提供した場合で、当該内容等の情報を厚生労働省に提出している場合にお支払いいただきます。

* 重度療養管理加算 : 100単位／日

要介護度3、4又は5であつて、以下の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行つた場合にお支払いいただきます。

- ① 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態。
 - ② 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4级以上であり、ストーマの処置を実施している状態。
 - ③ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。
 - ④ 褥瘻に対する治療を実施している状態。
 - ⑤ 気管切開が行われている状態。
- * 中重度ケア体制加算 : 20単位／日
当該サービス利用者に関して、要介護度3、4又は5の占める割合が100分の30以上であり、専従の看護職員を1名以上配置している他、人員配置基準を1以上確保している場合にお支払いいただきます。
- * 科学的介護推進体制加算 : 40単位／月
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合にお支払いいただきます。
- * 送迎における居宅内介助等
送迎時に実施した居宅内介助(電気の消灯、点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等)につきましては、サービス所要時間に含めさせていただきます。
- * 送迎を行わない場合(片道につき) : -47単位／日
送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数分を減算いたします。
- * 退所時共同指導加算 : 600単位／回
利用を開始する利用者が病院又は診療所等を退院するに当たり、理学・作業療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、利用者又は家族等に対して、利用者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して実施し、その内容をリハビリテーション計画に反映させている場合にお支払いいただきます。
- * サービス提供体制強化加算(I) : 22単位／日
当該サービス提供における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合にお支払いいただきます。
- * 介護職員処遇改善加算(V)(13) : 3.8%
介護職員に対し、当該加算を上回る賃金改善に関する計画を策定し、実施している場合にお支払いいただきます。
- * 延長加算 : 50単位／8～9時間 又は 100単位／9～10時間
利用者及び家族等の都合により算定対象時間が8時間を超えた場合にお支払いいただきます。

(2) 介護予防通所リハビリテーション

| ① 基本利用単位／月 (1単位:10.17円／地域区分単価) | |
|--------------------------------|---------|
| 介護予防通所リハビリテーション | |
| 要 支 援 1 | 2,268単位 |
| 要 支 援 2 | 4,228単位 |

② その他の加算単位と概要

- * 運動器機能向上加算 : 225単位／月
利用者の運動器の機能向上を目的として、個別にリハビリテーションを実施した場合にお支払いいただきます。
- * 科学的介護推進体制加算 : 40単位／月
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合にお支払いいただきます。
- * サービス提供体制強化加算(I) : 88単位・176単位／月
通所リハビリテーション同様。(要支援区分による)
- * 介護職員処遇改善加算(V)(13) : 3.8%
通所リハビリテーション同様。

(3) 前項に定める他、次に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

- ① 食費(昼食) : 720円／日
施設で提供する昼食(おやつ含む)をお摂りいただいた場合にお支払い頂きます。原則としてデイルームでお摂りいただきます。尚、サービス利用時間帯によっては、食事の提供ができない場合があります。また、当日の午前10時30分以降の利用者側のご都合によるサービス利用(食事)のキャンセル時には、当該金額を請求させていただきます。
- ② 日常生活品費 : 70円／日
石鹼、シャンプー、ティッシュペーパー、ペーパータオル、おしごり等の費用であり、施設で用意するものご利用いただいた場合にお支払いいただきます。

- ③ 教養娯楽費 : 70円／日
レクリエーション等で使用する風船・輪投げ等の遊具や折り紙等の材料、映像・音響等や行事の費用であり、施設で用意するものをご利用頂いた場合にお支払いいただきます。
- ④ オムツ : 100円／枚
オムツ類の費用であり、施設で提供した場合にお支払いいただきます。
- ⑤ パッド : 50円／枚
パッド類の費用であり、施設で提供した場合にお支払いいただきます。
- ⑥ マスク(不織布) : 50円／枚
マスク(不織布)の費用であり、施設で提供した場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 吸引チューブ : 50円／枚
利用中の喀痰吸引等に伴いチューブを使用した場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 診断書・文書料 : 所定料金
- ⑨ 利用キャンセル料 : 500円／日
利用日当日に迎えに行った際に、利用者側の都合による急なキャンセル又は利用開始時間より2時間に満たない時間でのサービス中止の場合にお支払いいただきます。

※ サービスの提供にあたって、利用者又はその家族等に対してサービスの内容、費用等について説明し、利用者の同意を得る。

※ 利用料金の支払いについては、毎月7日(日・祝祭日の場合は翌日)に前月分の請求書を発行し、連絡袋にお入れしますので、ご利用日に現金と請求書を連絡袋にお入れください。精算の上、領収書をお渡しいたします。尚、お支払いは、発行月の月末までにお願いいたします。

7. 介護保険関係書類

介護保険関係の書類(保険証等)が郵送されてきた場合には、当施設に早めにご提示ください。

8. 身体の拘束等について

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、また、身体的拘束等の適正化を図るために指針を定め、対策を検討する委員会の定期的な開催及び研修の実施を行います。

9. 虐待の防止等について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を定め、対策を検討する委員会の定期的な開催及び研修の実施を行います。

10. 褥瘡対策等について

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、発生を防止するための体制を整備します。

11. 緊急時の対応について

利用中に容体等の変化があった場合には、事前の打ち合わせにより協力医療機関、救急隊、親族等に連絡をいたします。

12. 非常災害対策について

消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を講じるため、定期的な訓練を実施する。

13. 事故発生の防止及び発生時の対応について

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、事故発生防止のための委員会の定期的な開催及び研修を実施します。また、サービス提供中に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行うとともに、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

14. 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行います。また、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び研修、訓練等を実施します。

15. 協力医療機関

(1) 真岡病院 : 栃木県真岡市荒町3-45-16
電話番号 0285-84-6311

(2) みやもと歯科医院 : 栃木県真岡市東光寺3-14-3
電話番号 0285-80-2880

16. 当施設のご利用の際の留意頂く事項

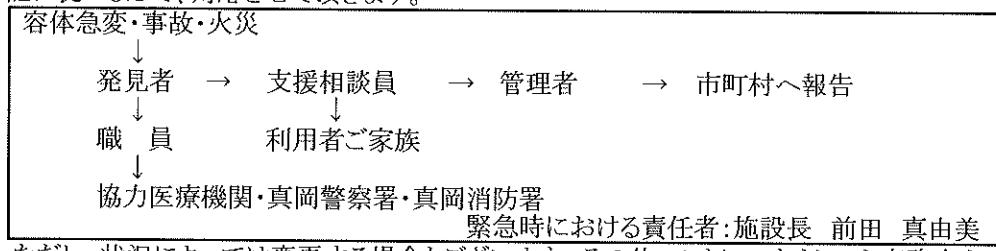
- (1) 医療機関への受診 : 医療機関受診が必要な場合は、協力医療機関を中心に紹介します。その場合には予めご家族等に連絡いたしますが、連絡が取れない場合には、医療機関への受診を優先いたしますのでご了承ください。
- (2) 居室・設備・器具 : 施設内の設備、器具類は本来の用途に従ってご利用ください。これに反して、ご利用により破損等が生じた場合には弁償していただくことがございます。
- (3) 喫煙 : 敷地内禁煙となっております。ご利用中の喫煙はできませんので、ご了承ください。
- (4) 迷惑行為 : 暴力・騒音等、他の利用者等の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- (5) 宗教・政治活動 : 施設内で他の利用者等に対する宗教及び政治活動はご遠慮願います。
- (6) 動物飼育 : 施設内へのペットの持ち込みは固くお断りいたします。
- (7) 利用中止 : 次に掲げる場合には、利用中止とさせていただきます。
- ① 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供が困難と判断した場合。
 - ② 利用者が当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ③ 利用者及び家族等が職員に対して、カスタマーハラスメントと判断される言動等があった場合。
 - ④ 天災、災害、施設・設備等の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用していただくことが出来ない場合。

17. 相談・苦情の受付

- ・当施設には支援相談の専門員として、支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。
担当者 : 吉永 みゆき
受付時間 : 月曜日～土曜日(祝祭日・年末年始を除く)午前8:30～午後5:30
電話番号 : 0285-83-6161
- ・要望や苦情等は、支援相談員にお寄せ頂ければ速やかに対応いたしますが、玄関に備え付けの「ご意見箱」をご利用頂くことも可能です。
- ・行政機関その他苦情受付窓口
 - (1) 真岡市役所 : 栃木県真岡市荒町5191
高齢福祉課 介護保険係 電話番号 0285-83-8094
 - (2) 栃木県運営適正委員会 : 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
電話番号 028-622-2941

18. 緊急時の対応

下記に従いまして、対応させて頂きます。



ただし、状況によっては変更する場合もございます。その他のことにつきましても事務室までお気軽にご相談ください。

19. 個人情報の保護について

当施設では、ご利用者さまに安心して介護サービス及び医療を受けて頂くために、安全な介護・医療を提供するとともに、ご利用者さま及びご家族さまの個人情報の取り扱いに関しても万全の体制で取り組んでおります。尚、詳細につきましては、「別紙個人情報取り扱いの方針」及び「当施設における個人情報の利用目的」をご参照ください。

